

大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設届出の手引

(事業者用)

令和8年4月

山形県

大気汚染防止法（以下「法」という。）におけるばい煙の規制について

(1) 目的（第 1 条関係）

工場におけるばい煙等を規制することにより、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とする。

(2) 定義（第 2 条関係）

① ばい煙

法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する物質で、燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん等

② ばい煙発生施設

工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生しするもののうち、法施行令で定めるもの

③ ばい煙処理施設

ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設

(3) 届出（第 6 条、第 8 条、第 11 条及び第 12 条関係）

ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするとき等に、山形県知事（山形市の区域については山形市長）に届け出なければならない。

届出が必要な事項及び届出期限等は表 1 のとおりである。

(4) ばい煙の排出の制限（第 13 条関係）

ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

排出基準は、施設の種類、規模等ごとに定められている。（資料編参照）

(5) ばい煙量等の測定義務（第 16 条関係）

ばい煙発生施設の設置者は、大気汚染防止法施行規則で定める回数ばい煙量又はばい煙濃度を測定、記録しなければならない。（資料編参照）

(6) 事故時の措置（第 17 条関係）

ばい煙発生施設の設置者は、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等について山形県知事に通報をしなければならない。

表 1 法に定める主な届出一覧

条 項	内 容
第 6 条第 1 項	<p>ばい煙発生施設の設置の届出</p> <p>ばい煙発生施設を設置しようとするときは、設置しようとする日の 60 日以上前までに届出が必要です。（更新を含む。）</p>
第 8 条第 1 項	<p>ばい煙発生施設の構造等の変更の届出</p> <p>既に届け出たばい煙発生施設の次のいずれかを変更しようとする時は、変更しようとする日の 60 日以上前までに届出が必要です。</p> <p>(1) ばい煙発生施設の構造（バーナーの変更等）</p> <p>(2) ばい煙発生施設の使用の方法（燃料、原材料の変更等）</p> <p>(3) ばい煙の処理の方法（ばい煙処理施設、煙突の変更等）</p>
第 11 条	<p>氏名の変更等の届出</p> <p>氏名、名称、住所、法人の代表者、工場・事業場の名称及び所在地を変更したとき並びにばい煙発生施設の使用を廃止したとき（休止を除く。）は、その日から 30 日以内に届出が必要です。</p>
第 12 条第 3 項	<p>承継の届出</p> <p>ばい煙発生施設を譲り受けたり、借り受けたりしたとき、又は相続、合併により届出者の地位を承継したときは、承継した日から 30 日以内に届出が必要です。</p>

表2 法の対象となるばい煙発生施設一覧

項	施設の種類	規模要件
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20t / 日以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14 項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が 1t/h 以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14 項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14 項及び 24 項から 26 項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 1 m ² 以上、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が 0.5 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラルタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200kg/h 以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6L/h 以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26 項に掲げるものを除く。)	
11	乾燥炉(14 項及び 23 項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上、又は焼却能力が 200kg/h 以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上、火格子面積が 0.5 m ² 以上、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/h 以上

項	施設の種類	規模要件
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50kg/h 以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/h 以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が 50kg/h 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80kg/h 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が 10 m ² 以上、又はポンプの動力が 1kW 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり 80kg/h 以上、火格子面積が 1 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/h 以上、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg/h 以上
28	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35L/h 以上

様式第 1

①

ばい煙発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

山形県知事 殿

②〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山形太郎

③

大気汚染防止法第 6 条第 1 項~~(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)~~の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④ 〇〇工業(株)山形工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 △△市△△町△△	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	⑥ 1 項 ボイラー	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙 1 のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙 3 のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

◎届出書は正本およびその写しの2部提出すること

① 届出の種類

- ・ 『設置（使用、変更）』のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しにすること（訂正印不要）。
（該当する届出の種類が不明な場合は、届出先に確認すること。）

② 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(2)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出る場合は、委任状を添付すること。（巻末の様式例参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、ばい煙発生施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

③ 届出の条項

- ・ ①に準じる。なお、届出の種類と条項の関係は次のとおり。
ばい煙発生施設 設置 届出 : 法第6条第1項
ばい煙発生施設 使用 届出 : 法第7条第1項
ばい煙発生施設 変更 届出 : 法第8条第1項

④ 工場又は事業場の名称

- ・ 工場又は事業場の名称を記載すること。
- ・ ばい煙発生施設設置前等で名称が決定していない場合には、仮称を記載し、（仮称）を付けること。また、工場又は事業場名称が決定した後、忘れずに氏名等変更届出により名称の変更について届け出ること。

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・ ばい煙発生施設の設置場所の土地の地番でなく、工場又は事業場敷地全体の代表住所（住居表示）を記載すること。
- ・ ばい煙発生施設設置前等で住所（住居表示）が確定していない場合には、当該敷地内の代表地番を記載すること。また、住所（住居表示）が決定した後、忘れずに氏名等変更届出により所在地の変更について届け出ること。
- ・ 併せて郵便番号も記載すること。

⑥ ばい煙発生施設の種類

- ・ ばい煙発生施設の種類について、表2を参考に記載すること。
（例：1項 ボイラー、13項 廃棄物焼却炉）
- ・ 施設種類がわからない場合は、届出先に確認のうえ記載すること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		① 1号ボイラー	
名称及び形式		② (株)〇〇製 K1000A型	
設置予定年月日		③ 〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
着手予定年月日		④ 〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始年月日		⑤	年 月 日
規	伝熱面積 (m ²)	} 11.5	
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)		85.1
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (KVA)		
模	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	} ⑥	
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電 流 容 量 (KA)		
	ポンプの動力 (KW)		
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記載し、日本工業規格 A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

※1 ばい煙発生施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上について届け出る場合は、当該様式を複写して使用すること。

※2 変更届出の場合は、ばい煙発生施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記載することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ 工場又は事業場におけるばい煙発生施設に番号を付すこと。
- ・ 既設の分も含めて複数のばい煙発生施設がある場合には、番号が重複しないように注意すること。

② 名称及び形式

- ・ ばい煙発生施設の名称、メーカー名、型番等を記載すること。

③ 設置年月日

※ ばい煙発生施設変更（使用）届出時のみ記載すること。

- ・ 変更（使用）届出に係るばい煙発生施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。

④ 工事着手予定年月日

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ ばい煙発生施設に係る工事の着手予定年月日及びばい煙発生施設の使用開始予定年月日を記載すること。
- ・ 工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限の期間である60日間を経た後の日とすること。

⑥ 規模

- ・ それぞれのばい煙発生施設の規模要件が定められている項目について記載すること。（それ以外は空欄とすること。）

1項 ボイラーについては伝熱面積と燃料の燃焼能力を記載すること。

13項 廃棄物焼却炉については焼却能力（火格子を有する場合には火格子面積も記載）を記載すること。

※ その他の施設は表2を参考とし、不明な場合等は届出先に確認すること。

- ・ 燃料の燃焼能力の重油換算は以下の数字を使用すること。

重油10 L = 液体燃料10 L = 気体燃料16 m³ = 固体燃料16 kg

ただし、2項ガス発生炉のうち水素製造用改質器及び燃料電池用改質器と、31項ガス機関の場合は次のとおり。

重油換算量(L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力(Nm³/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量(kcal/Nm³) / 重油の発熱量(9,600kcal/L)

= 気体燃料の発熱量(kJ/Nm³) / 重油の発熱量(40,000kJ/L)

※ 規模について不明な場合は、施設のメーカー等に問い合わせること。また、当該規模の確認できる資料（仕様書やカタログ、設計計算書等）を添付すること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		① 1号ボイラー					
使用状況	1日の使用時間及び 月使用日数等	② 8時～17時		時～時			
	季節変動	③ 11月～4月まで使用		時間/回 回/日 日/月			
原材料 (ばい煙 の発生に 影響のあ るものに 限る。)	種類	④					
	使用割合	⑤					
	原材料中の成分割合 (%)	いおう分	鉛分		いおう分	鉛分	
		⑥					
		カドミウム分	弗素分		カドミウム分	弗素分	
1日の使用量	⑦						
燃料又は 電力	種類	⑧ A重油					
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
		⑨-	1.0	-			
	発熱量	⑩ 10,800kcal/kg					
	通常の使用量	⑪ 51.1 l/h					
混焼割合	⑫ 専焼						
排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大⑬ 975	通常 585	最大	通常		
	乾き	最大 868	通常 521	最大	通常		
排出ガス温度 (°C)	⑭ 200						
排出ガス中の酸素濃度 (%)	⑮ 4.5						
ばい煙 の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大	0.1	通常 0.05	最大	通常	
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大	589	通常 589	最大	通常	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大		通常	最大	通常	
	塩素 (mg/Nm ³)	最大		通常	最大	通常	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	最大	⑯	通常	最大	通常	
	ヒ素、砒化水素及び砒化ヒ素 (mg/Nm ³)	最大		通常	最大	通常	
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大		通常	最大	通常	
窒素酸化物 (容量比ppm)	最大	120	通常 95	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大⑰	0.512	通常 0.307	最大	通常	
参考事項	⑱						

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関又はガソリン機関については、常用又は非常用の別(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

※1 ばい煙発生施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上について届け出る場合は、当該様式を複写して使用すること。

※2 変更届出の場合は、ばい煙発生施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記載することとする。この場合、変更後については、変更のあった部分のみ記載すること。

① 工場又は事業場における施設番号

別紙1の施設番号に合わせ、施設ごとに②以降の事項を記載すること。

② 1日の使用時間及び月使用日数等

- ・ 上段には平均的な操業状態でのばい煙発生施設の使用時間を記載すること。24時間連続の場合は0時から24時と記載すること。
- ・ 下段には平均的な操業状態でのばい煙発生施設の1回当たりの使用時間、1日当たりの使用回数、1か月当たりの使用日数を記載すること。なお、ボイラー等間欠運転の場合は、起動から停止までを1回とすること。

③ 季節変動

- ・ ばい煙発生施設の使用状況が季節的に変動する場合に、その変動状況を記載すること。（例：〇月から〇月まで使用、冬季〇割減、夏季のみ使用）
- ・ 通常の操業状態において、年間を通じて特に使用状況に変動が無い場合には「通年」と記載すること。

④ 原材料：種類

- ・ ばい煙発生施設で使用する原材料（廃棄物、金属屑や、骨材等）で排出ガスに影響するものの種類を記載すること。なお、燃料（助燃用の重油、灯油、LPG等）は⑧～⑫で別途記載するのでここには記載しないこと。

⑤ 原材料：使用割合

- ・ 複数の原材料を使用する場合、通常の使用状況における各々の使用割合を記載すること。（原材料が1種類のみの場合には「100%」と記載すること。）

⑥ 原材料：原材料中の成分割合

- ・ 原材料中のいおう分、鉛分、カドミウム分、弗素分について、既存資料等に基づく一般的な値又は使用原材料の分析結果（成分表）に基づく含有量（%）を記載すること。
- ・ 上記4物質について、含有しない項目については「-」、「0」等記載すること。

⑦ 原材料：1日の使用量

- ・ 原材料の通常の使用状況における1日当たりの使用量を記載すること。
- ・ 単位（kg、t等）を明記すること。

⑧ 燃料又は電力：種類

- ・ 使用する燃料の種類を記載すること。
- ・ 数種類の燃料を使用する場合はすべて記載すること。

⑨ 燃料又は電力：燃料中の成分割合

- ・ 硫黄分については、LSA重油（1種1号A重油）は0.5%、原則としてA重油は1%、B重油は2%、C重油は3%とし、その他の燃料は成分表記載の硫黄分とする。
- ・ 灰分、いおう分、窒素分のそれぞれについて、燃料の成分表等から確認のうえ記載すること。（成分表等により確認できない場合は「-」を記載すること。）
- ・ 混焼する場合は通常の場合の混合割合での値を記載すること。（電力の場合は記載不要）

- ⑩ **燃料又は電力：発熱量**
- ・ 使用する燃料の総発熱量（高発熱量）を記載すること。（電力の場合は記載不要）
 - ・ 単位（kcal/kg、MJ/kg）を記載すること。
- ⑪ **燃料又は電力：通常の使用量**
- ・ 通常の使用状況における燃料又は電力の1時間当たりの使用量を記載する。
 - ・ 単位（kg/h、m³/h等）を明記すること。
- ⑫ **燃料又は電力：混焼割合**
- ・ 1種類のみの場合は「専焼」、数種類の燃料を混合して燃焼させる場合は「混焼」と記載する。（電力の場合は記載不要）
- ⑬ **排出ガス量（※）**
- ・ ばい煙発生施設から排出される排出ガス量について、湿りガス量及び乾きガス量の最大値及び通常値を記載すること。
 - ・ 標準状態（温度が零度で圧力が1気圧の状態）に換算した量を記載すること。
 - ・ 排出ガスの処理のため排風機、誘引ファン等が設置してある場合には、当該排風機等の能力を考慮すること。
- ⑭ **排出ガス温度**
- ・ 排出ガスの排出口における温度（℃）を記載すること。
- ⑮ **排出ガス中の酸素濃度（※）**
- ・ 排出ガス中の排出口における残存酸素濃度（%）を記載すること。
- ⑯ **ばい煙の濃度（※）**
- ・ 排出ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の濃度について、その最大値及び通常値を記載すること。
 - ・ ばい煙処理施設がある場合には、処理後の濃度（排出口での濃度）を記載すること。
- ⑰ **ばい煙量（硫黄酸化物）**
- ・ 硫黄酸化物排出量の最大値及び通常値を記載すること。
- ⑱ **その他参考となるべき事項**
- ・ その他ばい煙発生施設の使用方法等について参考となる事項を記載すること。

※ 排出ガス量、排出ガス中の酸素濃度、ばい煙の濃度及びばい煙量については、それらの数値の算出根拠を添付すること。

なお、ばいじん及び窒素酸化物の濃度については、メーカーの保証書記載の数値（ボイラーの場合。次頁参照、書式は問わない）や同型機種の実測値等を算出根拠としてよい。その場合、当該保証書や計量証明書の写しを添付すること。

(例)

年 月 日

殿

保 証 書

機 種 名 : ○○○-○型

使用燃料 : A重油

計量の対象	数 値
ばいじん濃度	0.1 g/Nm ³
窒素酸化物濃度	100 ppm

(但し、窒素酸化物濃度については、O₂=4%換算値)

○○県○○市○-○-○

○○ボイラー株式会社

別紙 3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		① 1号			
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		② 1号ボイラー			
ばい煙処理施設の種類、名称及び併設		③ コンクリート製丸形			
設置年月日		④ 年 月 日		年 月 日	
着手予定年月日		⑤ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		年 月 日	
使用開始予定年月日		⑥ 〇〇年 〇〇月 〇〇日		年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大			
		通常			
	排出ガス温度 (°C)	処理前			
		処理後			
	ばいじん (g/Nm ³)	処理前			
		処理後			
	いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前			
		処理後			
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前			
		処理後			
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前			
		処理後			
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前			
		処理後			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	処理前			
		処理後		⑦	
鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前				
	処理後				
窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前				
	処理後				
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前		
			処理後		
		通常	処理前		
			処理後		
捕集効率 (%)	ばいじん				
	いおう酸化物				
	カドミウム及びその化合物				
	塩素				
	塩化水素				
	弗素、弗化水素及び弗化珪素				
	鉛及びその化合物				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		⑧ 8時～17時 9時間/回 1回/日 30日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動		⑨ 11月～4月		
排出口の実高さ Ho (m)		⑩ 10.0 [頂口径(m)] φ0.5			
補正された排出口の高さ He (m)		⑪ 11.1			
排出速度 (m/s)		⑫ 7.9			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

※1 ばい煙処理施設1施設ごとに1列使用すること。3施設以上について届け出る場合は当該様式を複写して使用すること。

なお、ボイラー等ばい煙処理施設がない場合についても、その排出口（煙突）の状況について、記入例を参考に記載すること。

※2 変更届出の場合は、ばい煙処理施設ごとに左欄に変更前（前回届出の記載内容を転記）、右欄に変更後の内容を記載することとする。この場合、変更後については変更のあった部分のみ記載すること。

① ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号

- ・ ばい煙処理施設（煙突）について、それぞれ施設番号を付けること。
- ・ 届出に係るばい煙発生施設に接続されるすべてのばい煙処理施設（煙突）について記載すること。
- ・ 既設分も含めて複数のばい煙処理施設（煙突）がある場合には、番号が重複しないように注意すること。

② 処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号

- ・ 当該ばい煙処理施設に接続するすべてのばい煙発生施設の施設番号（届出様式別紙1の①に記載した番号）を記載すること。

③ ばい煙処理施設の種類、名称及び形式

- ・ ばい煙処理施設（煙突）の種類、名称、形式について簡潔に記載すること。

④ 設置年月日

- ・ 変更届出の場合等の届出時点で既に設置されている場合にのみ記載すること。
- ・ 設置年月日はばい煙処理施設（煙突）設置に係る工事に着手した年月日とする。

⑤ 工事着手予定年月日

⑥ 使用開始予定年月日

- ・ ばい煙処理施設に係る工事の着手及び使用開始予定年月日を記載すること。
- ・ 記載にあたっては、届出様式別紙1の④、⑤を参考とすること。

⑦ 処理能力（排出ガス量～捕集効率）

- ・ ばい煙処理施設の設置がある場合のみ記載すること。
- ・ 該当する項目について、それぞれ記載すること。また、記載した数値の根拠となる設計計算書等を添付すること。（届出様式別紙2の⑩で添付した書類と兼ねてもよい。）

⑧ 使用状況：1日の使用時間及び月使用日数等

⑨ 使用状況：季節変動

- ・ ばい煙処理施設（煙突）の使用時間及び月使用日数等を記載すること。
- ・ 通常、ばい煙発生施設の使用時間等（届出様式別紙2の②）と同じ。異なる場合はその理由等を余白に記載すること。

⑩ 排出口の実高さ H_o （m）

- ・ 排出口の実高さを記載すること。
- ・ 記入欄右側に排出口の口径を記載すること。（例： $\phi 0.5$ 、 $\square 0.3 \times 0.3$ ）

⑪ 補正された排出口の高さ H_e （m）

- ・ 排出口の補正後の高さを記載すること。
- ・ 数値の算出根拠を添付すること。（ばい煙濃度等の算出と併せてもよい。）
- ・ 排出口が横向きの場合や、笠付きの場合は補正を行わないので、実高さと同じ高さとする。（詳細については、頁参照）

⑫ 排出速度

- ・ 排出ガスの排出速度を記載すること。（補正しない場合は記載不要）

別紙 4

添 付 書 類

1. ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の性能を示す書類

別添 1 のとおり

2. 使用燃料及び使用原材料の成分表

別添 2 のとおり

3. 排出ガス量及びばい煙量等の設計計算書

別添 3 のとおり

4. ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所（案内図及び配置図）

別添 4 のとおり

5. ばい煙の発生、ばい煙の処理及びばい煙の排出に係る系統の概要図

別添 5 のとおり

6. ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の構造概要図（主要寸法を記載）

別添 6 のとおり

7. 大気中にばい煙を排出する排出口の構造概要図（主要寸法及び排出ガスの測定箇所を記載）

別添 5 のとおり

連絡先

公害防止の担当部課	製造管理課 (TEL : 023-600-0000 FAX : 023-600-0001)
担当者職・氏名	施設管理係長 ○○○○

※ ばい煙発生施設設置等の届出の際には、この様式も併せて添付してください。

※ 各添付書類にはそれぞれ番号を付し、別紙4の記載と整合を図ること。また、図面の重複等は避け、可能なものは併せて図示する等、添付書類の簡素化に努めること。

1. ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の性能を示す書類

- ・ ばい煙発生施設（ばい煙処理施設）の規模や性能が確認できる書類で、仕様書やカタログの写しでもよい。

2. 使用燃料及び使用原材料の成分表

- ・ 使用する燃料については、燃料販売元から購入予定（購入している）燃料の成分表を入手し、その写しを添付すること。
- ・ 原材料については、骨材等を除き、当該原材料の成分表を添付すること。廃棄物については平均的な廃棄物を想定し、その成分割合を示すこととするが、一般的な数値として書籍等、参考文献を引用してもよい。（その場合は出典を明示すること。）

3. 排出ガス量及びばい煙量等の設計計算書

- ・ 排出ガス量の算出根拠及びばい煙の濃度及び量についての算出根拠を添付すること。また、必要に応じて排出口高さの補正（排出ガスの排出速度を含む。）の計算も行うこと。

4. ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所（案内図及び配置図）

- ・ 工場・事業場の敷地全体を含む平面図にばい煙発生施設（ばい煙処理施設）の設置場所を図示すること。また、ボイラー室（機械室等）内のばい煙発生施設の配置図、工場・事業場の案内図も添付すること。

5. ばい煙の発生、ばい煙の処理及びばい煙の排出に係る系統の概要図

- ・ 煙道等がわかる図面を添付すること。（上記4の図面と兼用でよい。）
- ・ ばい煙処理施設がある場合等、必要に応じて別途フローシートを添付すること。

6. ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の構造概要図（主要寸法を記載）

- ・ ばい煙発生施設（ばい煙処理施設）に係る構造概要図（三面図等で立面、平面含むものとし、主要寸法を記載すること。）を添付すること。ばい煙処理施設等については、必要に応じて内部構造がわかる図面も添付すること。

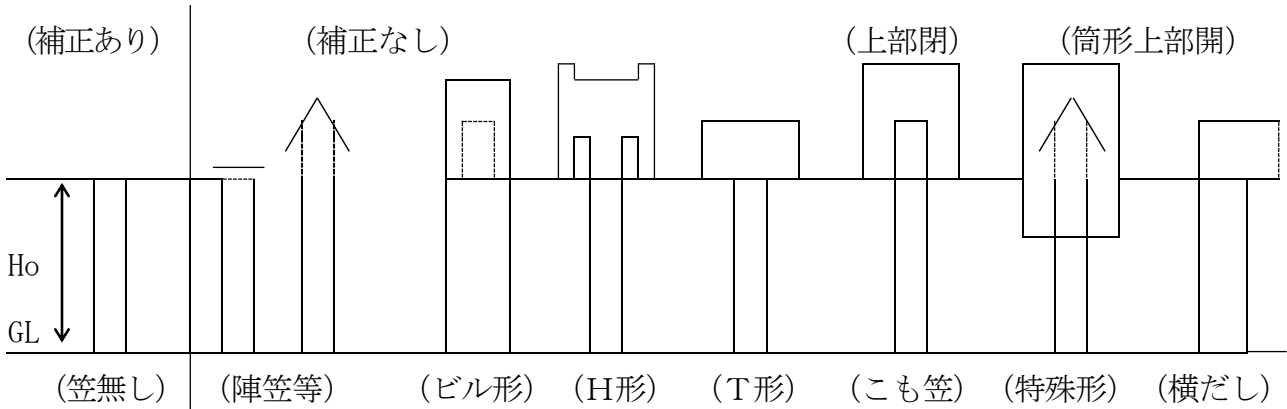
7. 大気中にばい煙を排出する排出口の構造概要図（主要寸法及び排出ガスの測定箇所を記載）

- ・ 煙道から煙突にかけての構造がわかる図面（排出口の内径や高さがわかるように主要寸法を記載したもの）を添付すること。また、併せて排ガス測定口を設ける位置を図示すること。

連絡先

- ・ 届出に係る担当者名（実務担当者で可）及び電話等連絡先を記載すること。

※排出口の実高さH_o及び補正の有無



○ 補正後の排出口の高さ (H_e)

- 温度15℃における排出ガス量：Q (m³/s)

$$Q = G_{\max} (\text{湿り}) \times \frac{(273 + 15)}{273} \times \frac{1}{3,600} = 0.286$$

- 排出口の面積：A (m²)

$$A = (0.3 / 2) \times 3.14 = 0.071$$

- 排出ガスの温度 (絶対温度：T) での排出ガス量：Q_T (m³/s)

$$Q = G_{\max} (\text{湿り}) \times \frac{(273 + 250)}{273} \times \frac{1}{3,600} = 0.567$$

- 排出ガスの排出速度：V (m/s)

$$V = Q_T / A = 7.986$$

- J

$$J = \frac{1}{\sqrt{(Q \times V)}} \times (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1 = 960.86$$

- H_m = $\frac{1}{1 + (2.58 / V)}$ = 0.908

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.3 \log J + (1 / J) - 1)$$

- H_t = 0.792

- H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)

$$= 10 + 0.65 (0.908 + 0.792)$$

$$= 11.105$$

※ 上記計算は次の仮定で算出

煙突の実高さ：H_o = 10m、煙突の口径：φ = 0.3m、排出ガス温度：250℃

(設計計算書の例)

※1 本例示によらず、自社で作成した計算書を添付してもよい。

2 低位発熱量については、成分表記載の数値を使用してもよい。

設 計 計 算 書 (液 体 燃 料)

1 燃原料及び使用量等

燃原料種類	A重油	高位発熱量 (H _o)	10,800 kcal/kg
比重 (ρ)	0.86	低位発熱量 (H _u)	10,098 kcal/kg
硫黄分 (s)	1.0 %	定格使用量 (F _{max})	73.2 kg/h
水素分 (h)	1.3 %	通常使用量 (F)	43.9 kg/h
水分 (w)	0 %	空気比 (m)	1.2

(1 kcal = 0.00418 MJ)

※ $H_u = H_o - 600(0.09h + 0.01w) = 10,098$ (kcal/kg)

2 排出ガス量算出

理論空気量 $A_o = (0.85 \times H_u / 1,000) + 2 = 10.58$ (Nm³/kg)

理論燃焼ガス量 $G_o = 1.11 \times H_u / 1,000 = 11.21$ (Nm³/kg)

湿り燃焼ガス量 $G_w = G_o + (m - 1) A_o = 13.33$ (Nm³/kg)

乾き燃焼ガス量 $G_d = G_w - (0.112h + 0.0124w) = 11.87$ (Nm³/kg)

最大排出ガス量 (湿り) $G_{max} = G_w \times F_{max} = 975.76$ (Nm³/h)

最大排出ガス量 (乾き) $G_{max} = G_d \times F_{max} = 868.88$ (Nm³/h)

通常排出ガス量 (湿り) $G = G_w \times F = 585.19$ (Nm³/h)

通常排出ガス量 (乾き) $G = G_d \times F = 521.09$ (Nm³/h)

残存酸素濃度 $O_2 = (0.21(m - 1)A_o / G_d) \times 100 = 3.7$ (%)

3 ばい煙量算出

硫黄酸化物量 (最大) $SO_x_{max} = F_{max} \times s \times 0.007 = 0.512$ (Nm³/h)

(通常) $SO_x = F \times s \times 0.007 = 0.307$ (Nm³/h)

硫黄酸化物濃度 $C = (SO_x / (G_d \times F)) \times 10^6 = 589$ (ppm)

設 計 計 算 書 (気 体 燃 料)

1 燃原料及び使用量等

燃原料種類	L P G	メタン (CH ₄)	%
定格使用量 (F _{max})	Nm ³ /h	エタン (C ₂ H ₆)	%
通常使用量 (F)	Nm ³ /h	プロパン (C ₃ H ₈)	%
空気比 (m)		ブタン (C ₄ H ₁₀)	%
水素 (H ₂)	%	一酸化炭素 (CO)	%
酸素 (O ₂)	%	その他 (C _x H _y)	%
		x =	y =

(1 kcal = 0. 00418 MJ)

$$\begin{aligned} \text{※低位発熱量 (H u)} &= H_o - 480 (H_2 + 2CH_4 + 3C_2H_6 + 4C_3H_8 + 5C_4H_{10} + y \cdot C_xH_y/2) / 100 \\ &= \text{ (kcal/ Nm}^3\text{)} \end{aligned}$$

2 排出ガス量算出

$$\text{理論空気量 } A_o = 1.09 \times H_u / 1,000 - 0.25 = \text{ (Nm}^3\text{/Nm}^3\text{)}$$

$$\text{理論燃焼ガス量 } G_o = 1.14 \times H_u / 1,000 + 0.25 = \text{ (Nm}^3\text{/Nm}^3\text{)}$$

$$\text{湿り燃焼ガス量 } G_w = G_o + (m - 1) \times A_o = \text{ (Nm}^3\text{/Nm}^3\text{)}$$

$$\begin{aligned} \text{乾き燃焼ガス量} \\ G_d = G_w - (H_2 + 2CH_4 + 3C_2H_6 + 4C_3H_8 + 5C_4H_{10} + y \cdot C_xH_y/2) / 100 = \text{ (Nm}^3\text{/Nm}^3\text{)} \end{aligned}$$

$$\text{最大排出ガス量 (湿り) } G_{max} = G_w \times F_{max} = \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{最大排出ガス量 (乾き) } G'_{max} = G_d \times F_{max} = \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{通常排出ガス量 (湿り) } G = G_w \times F = \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{通常排出ガス量 (乾き) } G' = G_d \times F = \text{ (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{残存酸素濃度 } O_2 = (0.21 \times (m - 1) \times A_o / G_d) \times 100 = \text{ (\%)}$$

設 計 計 算 書 (固 体 燃 料)

1 燃原料及び使用量等

燃原料種類	コークス	高位発熱量 (H _o)	kcal/kg
比重 (ρ)		低位発熱量 (H _u)	kcal/kg
硫黄分 (s)	%	定格使用量 (F _{max})	kg/h
水素分 (h)	%	通常使用量 (F)	kg/h
水分 (w)	%	空気比 (m)	

(1 kcal = 0.00418 MJ)

※ $H_u = H_o - 600(0.09h + 0.01w) =$ (kcal/kg)

2 排出ガス量算出

理論空気量 $A_o = (1.01 \times H_u / 1,000) + 0.5 =$ (Nm³/kg)

理論燃焼ガス量 $G_o = 0.89 \times H_u / 1,000 + 1.65 =$ (Nm³/kg)

湿り燃焼ガス量 $G_w = G_o + (m - 1) A_o =$ (Nm³/kg)

乾き燃焼ガス量 $G_d = G_w - (0.112h + 0.0124w) =$ (Nm³/kg)

最大排出ガス量 (湿り) $G_{max} = G_w \times F_{max} =$ (Nm³/h)

最大排出ガス量 (乾き) $G_{max} = G_d \times F_{max} =$ (Nm³/h)

通常排出ガス量 (湿り) $G = G_w \times F =$ (Nm³/h)

通常排出ガス量 (乾き) $G = G_d \times F =$ (Nm³/h)

残存酸素濃度 $O_2 = (0.21(m - 1) A_o / G_d) \times 100 =$ (%)

3 ばい煙量算出

硫黄酸化物量 (最大) $SO_{xmax} = F_{max} \times s \times 0.007 =$ (Nm³/h)

(通常) $SO_x = F \times s \times 0.007 =$ (Nm³/h)

硫黄酸化物濃度 $C = (SO_x / (G_d \times F)) \times 10^6 =$ (ppm)

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

① 届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山 形 太 郎

②

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

〔大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。)

~~水質汚濁防止法第 10 条~~

~~ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条~~

〕の規定により、次のとおり届け出ます。

④ 変更の内容	変更前	代表取締役 松波一郎	※整理番号	
	変更後	代表取締役 山形太郎	※受理年月日	
変更年月日		⑤ 〇年〇月〇日	※備考	
変更の理由		⑥ 代表者変更 のため		
(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)の別		③ ばい煙発生施設 水銀排出施設	※整理番号	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

氏名等変更届出書

- ・ 届出者の氏名、事業場の所在地、事業場の名称等に変更があった場合に届け出ること。
- ・ 変更の日から30日以内に届け出ること。
- ・ 届出書は正本およびその写しの2部提出すること
- ・ 複数の工場・事業場について、一つの届出書で届け出る場合は、該当する工場・事業場の名称及び所在地を記載した一覧を添付すること。

① 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(2)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出る場合は、委任状を添付すること。（巻末の様式例を参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、ばい煙発生施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

② 変更の事由

- ・ 該当しない部分を二重線で見え消しにすること。（訂正印不要）

③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別

- ・ 該当する施設を記入すること。

④ 変更の内容

- ・ 変更の内容を記入すること。

注）施設の譲受け、借受け等による届出者の地位を承継については、承継届出が必要である。

⑤ 変更年月日

- ・ 届出受理日から30日以上前になる必要があること。

⑥ 変更の理由

- ・ 変更の理由を記入すること。

様式第5

使用廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

① 届出者 〇〇工業株式会社

代表取締役 山形太郎

②

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項、及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	③	ばい煙発生施設	※整理番号				
			水銀排出施設					
		工場又は事業場の名称				④〇〇工業株式会社山形工場	※受理年月日	
		工場又は事業場の所在地				⑤ △△市△△町△△	※施設番号	年 月 日
		施設の種類の種類				⑥ 廃棄物焼却炉 (1号炉)	※備考	
施設の設置場所		⑦ 所在地に同じ						
使用廃止年月日		⑧ 〇年〇月〇日						
使用廃止の理由		⑨ 更新のため						

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は該当する全てのものを記載すること。

使用廃止届出書

- ・ 使用を廃止した日から30日以内に届け出ること。
- ・ 届出書は正本およびその写しの2部提出すること

① 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(2)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出る場合は、委任状を添付すること。（巻末の様式例を参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、ばい煙発生施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

② 施設の種類

- ・ 該当しない部分を二重線で見え消しにすること。（訂正印不要）

③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別

- ・ 該当する施設を記入すること。

④ 工場又は事業場の名称

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・ 届出の対象となるばい煙発生施設が設置されていた工場・事業場の名称及び所在地を記載すること。

⑥ 施設の種類

- ・ 届出の対象となる施設の種類を記載すること。
- ・ 廃止する施設を明確にするため、施設番号も付記すること。
（例）ボイラー（1号、2号）、廃棄物焼却炉（1号炉）
- ・ 水銀排出施設にも該当する場合であって、施設番号がばい煙発生施設と異なるときは、別紙等により、それぞれの施設番号が分かるようにすること。

⑦ 施設の設置場所

- ・ 「所在地に同じ」と記載するのみでよい。

⑧ 使用廃止の年月日

- ・ 施設の使用を廃止した年月日を記載すること。

⑨ 使用廃止の理由

- ・ 使用を廃止した理由を具体的に記載すること。
（例）老朽化のため、更新のため

承 継 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 殿

〇〇市〇〇町〇〇
 ① 届出者 〇〇産業株式会社
 代表取締役 松波太郎

〔~~ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）~~
~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~〕

に係る届出者の地位を承継したので、

〔~~大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項、第18条の31において準用する場合を含む。）~~
~~水質汚濁防止法第11条第3項~~
~~ダイオキシン類対策特別措置法第19条~~〕

の規定により、次のとおり届け出ます。

〔 ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設 〕の別	② ばい煙発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	③〇〇産業株式会社 山形工場	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	△△市△△町△△	※施設番号	
施設 特定施設 の種類	④ ボイラー	※備考	
施設 特定施設又は有害物質貯蔵指定 の設置場所	⑤ 所在地に同じ		
承継の年月日	⑥ 〇年〇月〇日		
被 承 継 者	⑦ 氏名又は名称	〇〇工業株式会社	
	住所	〇〇市〇〇町〇〇	
承継の原因	⑧譲渡のため		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は該当する全てのものを記載すること。

承継届出書

- ・ 届出をした者から施設を譲り受け、又は借り受ける等により届出者の地位を承継した場合に届け出ること。
- ・ 承継した日から30日以内に届け出ること。
- ・ 複数の工場・事業場について、一つの届出書で届け出の場合は、該当する工場・事業場の名称及び所在地を記載した一覧を添付すること。

① 届出者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名等

- ・ 個人の場合は、個人の氏名を記入すること。
- ・ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- ・ 任意組合、共同企業体の場合は、原則としてすべての構成員（構成企業の代表者）が届け出ること。ただし、(2)のとおり、委任状の添付により、被委任者が届け出ることができる。また、共同企業体等で協定書等により届出に係る代表者を明確に規定している場合には、その資料を添付することにより当該代表者名で届け出ることができる。

(2) 代理人による届出

- ・ 代理人（工場長、行政書士等）が届け出の場合は、委任状を添付すること。（巻末の様式例参考にすること。）

(3) 住所

- ・ 届出者の住所を記載する。法人の場合、ばい煙発生施設の設置場所に関わらず当該法人の本社の住所を記載すること。
- ・ 郵便番号も併せて記載すること。

② ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別

- ・ 該当する施設を記入すること。

③ 工場又は事業場の名称

- ・ 承継後の工場・事業場の名称について記入すること。
- ・ 承継による工場・事業場の名称の変更については、氏名等変更届出は要しない。

④ 施設の種類

- ・ 法施行令別表第1の施設の種類を記入すること。

⑤ 施設の設置場所

- ・ 「所在地に同じ」等の記載方法でよい。

⑥ 承継の年月日

- ・ 届出日から30日以内であることを確認すること。

⑦ 被承継者

- ・ 従前の届出者を記入すること。

⑧ 承継の原因

- ・ 承継の原因を記入すること。
（例）「法人化のため」、「合併のため」、「譲渡のため」、「相続のため」等

資料編

大気汚染緊急時について

法では、大気汚染が著しくなり、人の健康や生活環境に被害が生ずるおそれがある場合の緊急時の措置が定められており、大気汚染物質が一定の基準以上となった場合は、気象条件を考慮して、注意報又は警報を発令することになっています。

山形県では、このような事態に対応するために、「山形県大気汚染緊急時対策要綱」を策定しており、注意報発令等の緊急時の措置として、下表のとおり「緊急時協力工場」に対し燃料使用量の削減の要請等を行い、また、その他のばい煙排出者にも協力を求めることとしています。

緊急時の措置

汚染物質	措置対象者	注 意 報	警 報
硫黄酸化物	緊急時協力工場の設置者	通常の硫黄酸化物排出量の 20% 以上を削減、またはそれと同等の措置を講じるよう要請する。	硫黄酸化物許容排出量の 80% 以上削減するよう命令する。
	ばい煙排出者	燃焼の自粛、燃焼の方法の改善等により硫黄酸化物量の減少について協力を要請する。	燃料使用量等を通常使用量より削減し、硫黄酸化物量の減少を図るよう協力を要請する。
浮遊粒子状物質 二酸化窒素	緊急時協力工場の設置者	燃料使用量等を通常使用量の 20% 以上削減、またはそれと同等の措置を講じるよう要請する。	燃料使用量等を通常使用量の 40% 以上削減するよう命令する。
	ばい煙排出者	燃焼の自粛、燃焼の方法の改善等について協力を要請する。	燃料使用量等を通常使用量より削減するように協力を要請する。
オキシダント	緊急時協力工場の設置者	燃料使用量等を通常使用量の 20% 以上削減、またはそれと同等の措置を講じるよう要請する。	燃料使用量等を通常使用量の 40% 以上削減するよう命令する。
		揮発性有機化合物排出量削減の措置を講じるよう要請する。	揮発性有機化合物排出量削減の措置を講じるよう命令する。
	ばい煙排出者	燃焼の自粛、燃焼の方法の改善等について協力を要請する。	燃料使用量等を通常使用量より削減するように協力を要請する。

下記の「緊急時協力工場」の要件に該当する施設を設置・変更する場合は、減少計画書の提出等の御協力をお願いします。（詳しくは各総合支庁環境課にご相談ください。）

緊急時協力工場の要件

- ① 硫黄酸化物に係るばい煙量について、温度が 0℃ であって圧力が一気圧の状態に換算して 10m³/h 以上のばい煙発生施設を設置する工場・事業場
- ② ばい煙発生施設のうち、燃料の燃焼能力（重油換算）が 1,000ℓ/h 以上の施設を設置する工場・事業場
- ③ 法第 2 条第 5 項に定める揮発性有機化合物排出施設を設置する工場・事業場

ばい煙発生施設の規制基準適用一覧表

項 番 号	規制基準							
	硫黄 酸化物	ばいじん	有害物質					
			カドミ ウム	塩素	塩化 水素	弗素	鉛	窒素酸化物（熱源として電気を 使用するものを除く。）
1	○	○						○
2	○	○						○
3	○	○						○
4	○	○						○
5	○	○						○
6	○	○						○
7	○	○						○
8	○	○						○
8の2	○	○						○
9	○	○	○*			○*	○*	○
10	○	○						○
11	○	○						○
12	○	○						
13	○	○			○			○
14	○	○	○				○	○
15			○					
16				○	○			
17				○	○			
18	○	○		○	○			○
19				○	○			
20		○				○		
21	○	○				○		○
22						○		
23	○	○				○		○
24	○	○					○	○
25	○	○					○	○
26	○	○					○	○
27								○
28	○	○						○
29	○	○						○
30	○	○						○
31	○	○						○
32	○	○						○

* ガラス又はガラス製造に原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を使用するものが該当する。

いおう酸化物の排出基準の概要

以下の式で計算されるいおう酸化物の量 q (単位: Nm³/h) が許容限度となる。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q : 排出が許容されるいおう酸化物の量 (単位: Nm³/h)

K : 下表に掲げる設置地域ごとの同表右欄の値

$H e$: 補正排出口高さ (単位: m)

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) \div \{1 + (2.58 \div V)\}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.301 \log J + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div \sqrt{(Q \cdot V)}) [1460 - 296 \times \{V \div (T - 288)\}] + 1$$

$H o$: 排出口の実高さ (単位: m)

Q : 温度十五度における排出ガス量 (単位: m³/s)

V : 排出ガスの排出速度 (単位: m/s)

T : 排出ガスの温度 (単位: 絶対温度)

設置地域	K 値
酒田市のうち平成 17 年 11 月 1 日の合併以前から酒田市であった地域	8.0
山形市内*	14.5
山形県内のその他の地域	17.5

※山形市内の施設については山形市が所管しています。

主な施設のばいじんの排出基準の概要

項 番 号	施設の種類		排出基準値 (g/N m ³)			標準酸 素濃度 O _n (%)	備 考
			設 置 年 月 日	S57.5.31 以 前	S57.6.1 以 降		
		規 模					
1	ボ イ ラ ー	ガス専焼	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.05 0.10	0.05 0.10	5	※小型ボイラーであ って、S60.9.9 以前に 設置されたものにつ いては適用しない。 ガス又は軽質液体燃 料を使用する場合に は適用しない。 S60.9.10 から H2.9.9 までに設置されたも のは、0.50g/N m ³
		液体燃料専焼 並びにガス及び 液体燃料混焼	20万 N m ³ /h 以上 4~20万 N m ³ /h 1~4万 N m ³ /h 1万 N m ³ /h 未満	0.07 0.18 0.25 0.30	0.05 0.15 0.25 0.30	4 0s	
		石炭燃焼	20万 N m ³ /h 以上 4~20万 N m ³ /h 4万 N m ³ /h 未満	0.15 0.25 0.35	0.10 0.20 0.30	6	
		発熱量 23,023,275J(5,500kcal)/kg 以 下の石炭のみ燃焼		0.45		0s	
		そ の 他	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.30 0.40	} 0.30	0s	
5	金属溶解炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.10 ※ 0.20	0.10 0.20	0s	※アルミ用反射炉は 当分の間、0.30	
6	金属加熱炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.15 0.25	0.10 0.20	※11	※当分の間、O _n =0s	
7	石油加熱炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	6		
9	その他の焼成炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.15 0.25	0.15 0.25	※15	※当分の間、O _n =0s	
	その他の熔融炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.10 0.20	0.10 0.20	15		
10	化学反応炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.15 0.20	0.15 0.20	※6	※当分の間、O _n =0s	
11	骨材乾燥炉	2万 N m ³ /h 以上 2万 N m ³ /h 未満	0.50 0.60	} 0.50	※16	※直接熱風乾燥炉は、 O _n =0s	
	その他の乾燥炉	4万 N m ³ /h 以上 1~4万 N m ³ /h 1万 N m ³ /h 未満	0.15 0.30 0.35	0.15 } 0.20			
13	廃棄物焼却炉	4,000kg/h 以上 2,000~4,000kg/h 2,000kg/h 未満	(H10.6.30 以 前) 0.08 0.15 0.25	(H10.7.1 以降) 0.04 0.08 0.15	12		
26	鉛系顔料溶解炉	4万 N m ³ /h 以上 4万 N m ³ /h 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	0s		
29	ガスタービン	—		(S63.2.1 以降) ※ 0.05	16	※専ら非常用に用い られるものについ ては、排出基準は適用し ない。	
30	ディーゼル機関	—		(S63.2.1 以降) ※ 0.10	13		

主な施設の窒素酸化物の排出基準の概要（１）

項 番 号	施設の種類		排出基準値（ppm）							標準 酸素 濃度 O _n （%）	備 考	
			設 置 年 月 日 規 模 (万 Nm ³ /h)	48.8.9 以 前	48.8.10 ～ 50.12.9	50.12.10 ～ 52.6.17	52.6.18 ～ 54.8.9	54.8.10 ～ 58.9.9	58.9.10 ～ 62.3.31			62.4.1 以 降
1	ボ イ ラ ー	ガ ス 専 焼	50 以上	130	130	100	60	60	60	60	5	液体燃焼 ボイラー で S52.9.9 以前に設 置された 排出ガス 量 0.5 万 Nm ³ /h 未 満の過負 荷燃焼型 につい ては適用 しない。 ※S52.9.9 までに設 置された ものは 250ppm
			10～50				100	100	100	100		
			4～10	150	150	130	130	130	130	130		
			1～4				150	150	150	150		
			1 未満				150	150	150	150		
		液 体 燃 焼	50 以上	180	180	150	130	130	130	130	4	
			10～50	190			230	150	150	150		
			4～10		230	230						
			1～4	250	250	250	※180	180	180	180		
			1 未満	250	250	250	180	180	180	180		
	固 体 燃 焼	70 以上	400	300	300	300	300	300	200	6		
		50～70	420						250			
		20～50	450	380	350	350	350	350	350			
		4～20							350			
		0.5～4	480	480	480	380	380	350	350			
		0.5 未満	480	480	480	380	380	350	350			
	小 型 ボ イ ラ	液体燃焼	—	—	—	—	—	—	(S60.9.10～) 300	※260	4	軽質液体 燃料を燃 焼させる ものにつ いては適 用しない ※ S60.9.10 ～2.9.9 まで設置 のものは 300ppm
		固体燃焼	—	—	—	—	—	—	(S60.9.10～) 350	350	6	
5	金属溶解 炉	—	200	200	200	200	180	180	180	12	キュボラ は適用除 外	
6	金属加熱 炉 (ラジア ントチュ ーブ型)	10 以上	200	200	100	100	100	100	100	11		
		1～10			150	150	150	150				
		0.5～1			200	180	180	180	180			
		0.5 未満			200	180	180	180	180			
	金属加熱 炉 (ラジアン トチュ ーブ型 及び鍛接 鋼管用を除 く)	10 以上	160	160	100	100	100	100	100			
		1～10	170	170	150	130	130	130	130			
		0.5～1			170	150	150	150	150			
		0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180			

主な施設の窒素酸化物の排出基準の概要（２）

項 番 号	施設の種 類	設 置 年 月 日 規 模 (万 Nm ³ /h)	排出基準値 (ppm)							標 準 酸 素 濃 度 0n (%)	備 考
			48. 8. 9 以 前	48. 8. 10 ～ 50. 12. 9	50. 12. 10 ～ 52. 6. 17	52. 6. 18 ～ 54. 8. 9	54. 8. 10 ～ 58. 9. 9	58. 9. 10 ～ 62. 3. 31	62. 4. 1 以 降		
7	石油加熱 炉	4 以上	170	170	100	100	100	100	6		
		1～4	180		150	130	130	130			
		0.5～1		180	180	150	150	150			
		0.5 未満	200	200	200	180	180	180			
9	その他の ガラス製 造用溶融 炉	—	500	500	500	500	450	450	15		
	その他の 焼成炉及 び溶融炉	—	200	200	200	200	180	180			
10	その他の 化学反応 炉	—	200	200	200	200	180	180	6		
11	乾燥炉	—	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼 却炉 (連続炉 に限る)	4 以上	300	300	300	250	250	250	250	12	
		4 未満				300					
	廃棄物焼 却炉 (連続炉 を除く)	4 以上	—	—	—	250	250	250	250		
		4 未満	—	—	—	—	—	—	—		
26	鉛系顔料 溶解炉	—	200	200	200	200	180	180	180	12	

項 番 号	施設の種 類	設 置 年 月 日 規 模 (万 N m ³ /h)	排出基準値 (ppm)				標 準 酸 素 濃 度 0n (%)	備 考
			63. 1. 31 以 前	63. 2. 1 ～ 元. 7. 31	元. 8. 1 ～ 3. 1. 31	3. 2. 1 以 降		
29	ガスタービン (液体燃焼)	4.5 以上	—	100	100	70	16	非常用に用いられるガスタービン及びディーゼル機関については、排出基準は適用しない。
		4.5 未満		120				
30	ディーゼル機関 (シリンダ内径 400mm 未満)	—	—	950	950	950	13	

ばい煙量等の測定義務

法第 16 条により、ばい煙発生施設からのばい煙量等の測定が義務づけられています。測定の対象は排出基準が定められたばい煙です。

測定の頻度は大気汚染防止法施行規則第 15 条で定められており、下記のとおりです。測定の結果は、3 年間の保存義務があります。

1 硫黄酸化物

排出硫黄酸化物量 (Nm ³ /時)	測定頻度
10 以上	2 ヶ月に 1 回以上
10 未満	測定義務なし

2 硫黄酸化物以外

施設の種類		排出ガス量 (Nm ³ /時)	測定頻度		
			ばいじん	有害物質	
				窒素酸化物	窒素酸化物以外
廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	4 万以上	2 ヶ月に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上	
		4 万未満		年 2 回以上	
	焼却能力 4 t/時未満	4 万以上	年 2 回以上	2 ヶ月に 1 回以上	
		4 万未満		年 2 回以上	
ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関	4 万以上	5 年に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上	—	
	4 万未満		年 2 回以上	—	
燃料電池用改質器	全て	5 年に 1 回以上	5 年に 1 回以上	—	
水蒸気改質方式の改質器	1,000 未満*	5 年に 1 回以上	5 年に 1 回以上	—	
上記以外の全ての施設	4 万以上	2 ヶ月に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上		
	4 万未満	年 2 回以上	年 2 回以上		

※水蒸気改質方式の改質器の場合は水素の製造能力

参考様式

委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出に係る一切の権限

年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名

印

山形県知事 殿

届出先・問い合わせ先

届出や問い合わせは、工場・事業場の所在地を管轄する下記の総合支庁担当課まで
なお、山形市内の工場・事業場についての届出に関しては、山形市担当課に確認してください。

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

〒990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68
023-621-8419、8429（直通）

最上総合支庁保健福祉環境部環境課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
0233-28-1287（直通）

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

〒992-0012 米沢市金池7丁目1-50
0238-26-6035（直通）

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1
0235-66-4744、5706、5708（直通）